

令和6年度富山市消費生活相談員募集要領

1. 職 種

消費生活相談員

2. 職務内容

消費生活センターでの消費生活相談及び消費者教育に係る業務

3. 応募資格

(1) ①から④のいずれかの資格を有する者

- ①消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定による消費生活相談員の資格
- ②独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- ③一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- ④一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

(2) 地方公務員法第16条（欠格条件）に該当しない者

※地方公務員法第16条抜粋

- 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) その他

- ①パソコンの基本的操作ができること。
- ②普通運転免許を有し、運転できること。（要相談）

4. 採用予定人数

1名

5. 勤務条件

(1) 勤務時間等

- ①勤 務 日 月曜日から金曜日 （勤務日について相談可）
- ②勤務時間 午前9時から午後5時30分（休憩1時間を含む）
7時間30分
- ③休 日 土、日、祝日、年末年始、他勤務を要しない日

(2) 報 酬 等

- ①時 給 1,151円
- ②通勤手当 あり

③期末手当 あり

④社会保険 あり

⑤休 暇 等 夏季休暇・年次有給休暇・慶弔休暇等があります。

※勤務日数により、社会保険・有給日数・期末手当の有無が決まります。

(3)任 用 期 間

採用日から令和7年3月31日（勤務成績により再度任用あり）

(4)勤 務 場 所

富山市消費生活センター 富山市新富町1-2-3 CiCビル3階

6. 募 集 方 法

希望者は、(1)履歴書、(2)資格者証(写)の2点を次の提出先まで郵送してください。

【提出先】

〒930-0002

富山市新富町一丁目2番3号 CiCビル3階

富山市消費生活センター あて

【提出期限】

随時

7. 選考方法等

書類選考の上、応募者に面接日程を通知。

8. その他

提出された書類は返却しません。また、本募集に関し入手した個人情報、他の目的に使用することはありません。

応募に関する通信費や郵便料、面接の際の交通費等経費はすべて自己負担となります。

9. 問 合 せ 先

富山市市民生活部 消費生活センター

電 話：076-443-2123

F A X：076-411-9006

E-mail:syouhisenta@city.toyama.lg.jp

担 当：荒木、唐木